

市人事室給与課担当係長、市労組連書記長との事務折衝

平成 27 年 10 月 20 日（火曜日）大阪市労働組合総連合（市労組連）との交渉の議事録

（組合）

給与改定にかかる交渉日程についてだが、給与制度の総合的見直しについてはいつまでと考えているか。

（市）

来年度からの実施となるため予算市会に向けて確定していきたい。具体的には、昨年と同様に 1 月中旬までの交渉となるのではないかと考えている。

（組合）

今年度の公民較差については。

（市）

11 月中に条例改正が必要となるため、11 月初め、具体には 6 日の時間中には確定していきたい。少なくとも条例に係る給料や勤勉手当についてはその日程感だが、その他の要求項目についてはどこまで協議を進められるかによって、引き続きの交渉となることも考えられる。

（組合）

我々としては、較差に関する改定の日程感は市側の認識・立場として一定理解するが、諸要求に対する回答は新市長が決まってからでもよいのではないかと考えている。

（市）

我々としても議論を十分に行うことは大切であると考えている。

（組合）

大阪府の勧告が出たようであるが。

（市）

市と異なりプラス 1.55%である。府は総合的見直しとしてこの 4 月から給料を 2%引き下げているため、2%のプラス勧告が出ても不思議ではないが、そこまでないということは市と同様に民間状況が悪いということだと思ふ。

(組合)

交渉についてだが、まずは来週の 27 日か 28 日に事務折衝を行い、改定内容などについて説明を聞きたい。また、諸要求に対する回答自体は先送りのつもりだが、人事担当、厚生担当には、我々の思いを伝える場を 11 月 6 日までの間にそれぞれ持ちたい。

(市)

了解した。